

## 令和 7 年度組織改正（案）を公表します

堺市では、令和 7 年 4 月 1 日付けで組織改正を予定していますので、別紙のとおりお知らせいたします。

|                            |                                                                                                           |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 問<br>い<br>合<br>わ<br>せ<br>先 | <p>（市長事務局に関すること）</p> <p>担 当 課：総務局 行政部 行政経営課</p> <p>電 話：072-228-8632</p> <p>ファックス：072-228-1303</p>         |
|                            | <p>（上下水道局に関すること）</p> <p>担 当 課：上下水道局 サービス推進部 事業サポート課</p> <p>電 話：072-250-9108</p> <p>ファックス：072-250-9146</p> |
|                            | <p>（教育委員会事務局に関すること）</p> <p>担 当 課：教育委員会事務局 総務部 総務課</p> <p>電 話：072-228-7435</p> <p>ファックス：072-228-7890</p>   |

## 令和 7 年度 組織改正の概要（案）

### 1 基本的な考え方

少子化に伴う人口減少や生産年齢人口の減少等による労働市場の流動化など、本市を取り巻く社会環境が年々厳しくなる中、持続可能な市政運営を確保するためには、財政面だけでなく組織運営面にも踏み込んだ構造的な改革（以下「構造改革」という。）に取り組む必要があります。

組織改正に当たっては、これまでも「重要施策の推進体制の強化」「喫緊の課題への対応」「組織の合理化」の 3 つの観点から必要な見直しを実施してきました。今後は組織に関する構造改革の取組を推進するため、組織の合理化に更に注力して市政運営に影響を与える様々な要因に柔軟に対応できるスリムで強靱な組織体制を構築します。

具体的には、組織の規模、所掌事務等を踏まえ、類似・関連業務を所掌する組織の大括り化をはじめ、臨時又は特別の事務事業を処理するために設置している室の見直しや、部付けで配置している担当課長の見直しなどの取組を順次進めます。

これらの取組により、市政運営の大方針である「堺市基本計画 2025」に掲げる「未来を創るイノベティブ都市」の実現に向け、施策や事業を着実に推進できる事務執行体制を確保し、市民サービスの維持・向上を図ります。

### 2 組織改正の概要

令和 7 年 4 月 1 日付けで以下のとおり組織改正を実施します。

#### (1) 重要施策の推進体制の強化

##### **大阪・関西万博の開催に伴う体制の整備（市長公室）** 《新旧対照表 1 頁》

- ・大阪・関西万博の開催に伴う関係機関との調整を円滑に進め、市内への万博波及効果の最大化につなげるため、政策企画部広域連携課に「万博調整担当課長」を配置します。

##### **学校改革の推進（教育委員会事務局）** 《新旧対照表 10 頁》

- ・令和 7 年度から全ての中学校区において中学校区を構成する小・中学校を一つのチームとして捉える「学校群」を中心としたマネジメントに取り組むことで、学校同士の連携を強化し、つながる教育を実践するに当たり、学校群の体制構築等の学校支援業務を円滑に推進するため、学校改革推進室を総務部から学校教育部に移管します。

#### (2) 喫緊の課題への対応

##### **構造改革の推進（総務局）** 《新旧対照表 3 頁》

- ・事務事業評価や外郭団体改革など従来の行財政改革の取組に加え、組織や職員配置、業務プロセスの最適化、DX の更なる推進など、全庁を挙げて取り組む構造改革を推進するため、行政総務課に「行財政・構造改革担当課長」を配置します。

## マイナンバーカードの更新増加への対応（市民人権局） 《新旧対照表 2、4 頁》

- ・マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の到来による更新手続の増加に円滑に対応しながら普及促進を図るため、区役所との連携強化を目的に、ICT イノベーション推進室からマイナンバーカード普及促進担当課長を市民生活部戸籍住民課に移管し、「マイナンバーカード担当課長」に改称します。

## 内部管理等の組織体制の強化（上下水道局） 《新旧対照表 9 頁》

- ・局の内部管理の強化と利用者サービスの更なる向上を図るため、サービス推進部を「総務部」と「サービス管理部」に再編します。
- ・あわせて、適正な事務執行の確保に向け、総務部門と理財・会計部門を強化するため、事業サポート課を「総務課」に改称し、理財・会計担当課長を「理財・会計課」に課組織化の上、職員の労務環境の整備など人事施策を強化するため、総務課に「人事労務担当課長」を配置します。
- ・下水道事業における水質管理体制を強化するため、下水道施設部三宝水再生センター下水道水質管理担当課長を「下水道水質管理課」に課組織化します。

### (3) 組織の合理化

#### 組織の大括り化

## （市長公室、総務局、健康福祉局、上下水道局） 《新旧対照表 1、3、5、9 頁》

### ○広報戦略部（市長公室）

- ・広報戦略の企画から発信まで一貫した広報活動の推進により、戦略的で効果的な情報発信を行うため、広報戦略推進課を広報課に統合し、同課に「広報戦略担当課長」を配置します。

### ○行政部（総務局）

- ・組織のスリム化により効果的かつ効率的な事務執行を確保し、行政の総務事務を戦略的に推進するため、行政経営課を総務課に統合し、「行政総務課」に改称の上、同課に「行政経営担当課長」と「行財政・構造改革担当課長」（再掲）を配置します。

### ○保健所（健康福祉局）

- ・医務と薬務の一体的な管理により業務の効率化を図るため、環境薬務課から薬務に関する業務を保健医療課に移管し、同課を「保健医療薬務課」に改称します。
- ・あわせて、環境衛生と生活衛生の一体的な管理により業務の効率化と組織のスリム化を図るため、生活衛生センターを環境薬務課に統合し、「生活衛生課」に改称します。

### ○工事検査担当課長（上下水道局）

- ・上下水道事業における技術力強化の更なる推進を図るため、工事検査担当課長を技術力強化担当課長に統合します。

## ○都市景観室（建築都市局）

- ・「堺市景観計画」の改定（令和 6 年 8 月）を踏まえた届出審査の増加など、景観形成と景観規制に関する事務に恒常的に対応するため、都市計画部都市景観室を「都市景観課」に課組織化します。

## ○防災推進室（堺区役所）

- ・区における防災課題の解決に向けた各種取組が実施されたことを踏まえ、今後、自治会活動の支援と連携した地域防災力の更なる充実と強化を図るため、防災推進室を自治推進課に統合します。

## ○区政企画室（南区役所）

- ・企画機能と総務機能の一体化により効果的かつ効率的な事務執行を確保するため、区政企画室を総務課に統合し、「企画総務課」に改称の上、スマート区役所やスマートシティに関する事業を着実に推進するため、同課に「スマート区役所担当課長」を配置します。

## 部付けで配置している担当課長の見直し

## （市長公室、建築都市局）

《新旧対照表 1、6 頁》

## ○政策企画部（市長公室）

- ・効果的かつ効率的な事務執行を強化するため、関連事務を所管する担当課長を統合の上、庁内調整、庁外連携をそれぞれ主とする政策部門と連携部門に再編し、「政策推進課」「公民連携課」「広域連携課」「調査統計課」に課組織化します。
- ・あわせて、政策推進課に「計画推進担当課長」を、データ連携に関する利活用等の企画に対応するため、公民連携課に「共創・データ連携推進担当課長」を、広域連携課に「万博調整担当課長」（再掲）を配置します。

## ○都心未来創造部、交通部、都市整備部（建築都市局）

- ・組織のスリム化により組織間の調整の円滑化や意思決定の迅速化を図り、効果的かつ効率的な事務執行を確保するため、都心未来創造部を交通部と都市整備部に再編します。
- ・あわせて、関連事務を所管する担当課長を統合の上、「交通政策課」「都市整備推進課」「拠点整備課」「都心未来創造課」に課組織化し、交通政策課に「公共交通担当課長」と「SMI プロジェクト推進担当課長」を、拠点整備課に「区画整理担当課長」を、都心未来創造課に「環濠エリア整備担当課長」（※）と「ベイエリア推進担当課長」を配置します。

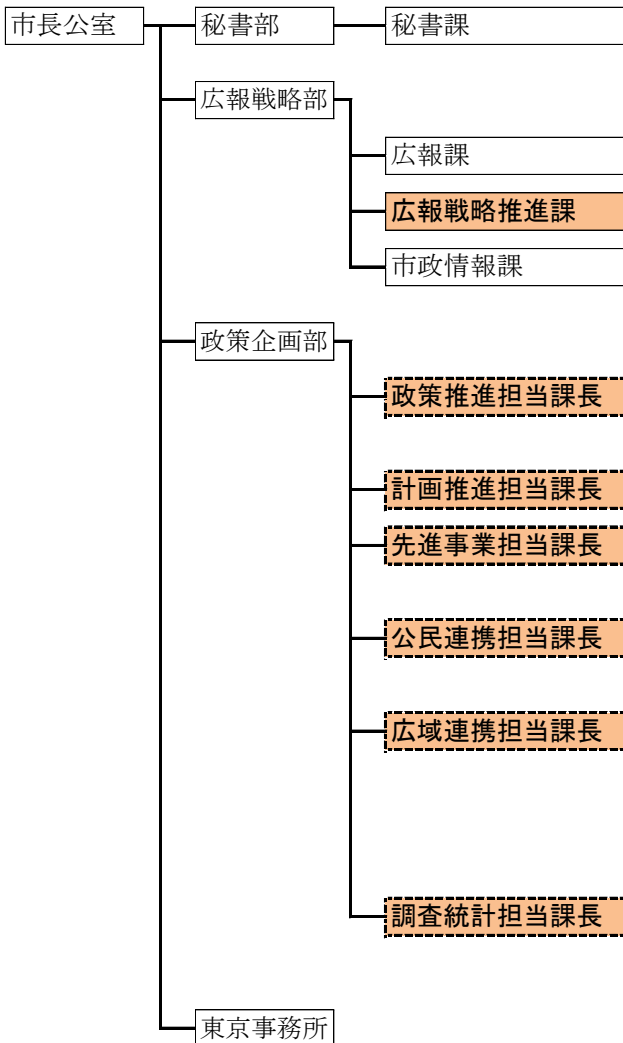
※大浜北町市有地活用事業の進展を受け、今後堺駅周辺整備だけでなく環濠エリアの魅力向上に向けた取組を推進するため、堺駅エリア整備担当課長の名称を変更

## 令和7年度 組織改正(案) 新旧対照表

(市長公室)

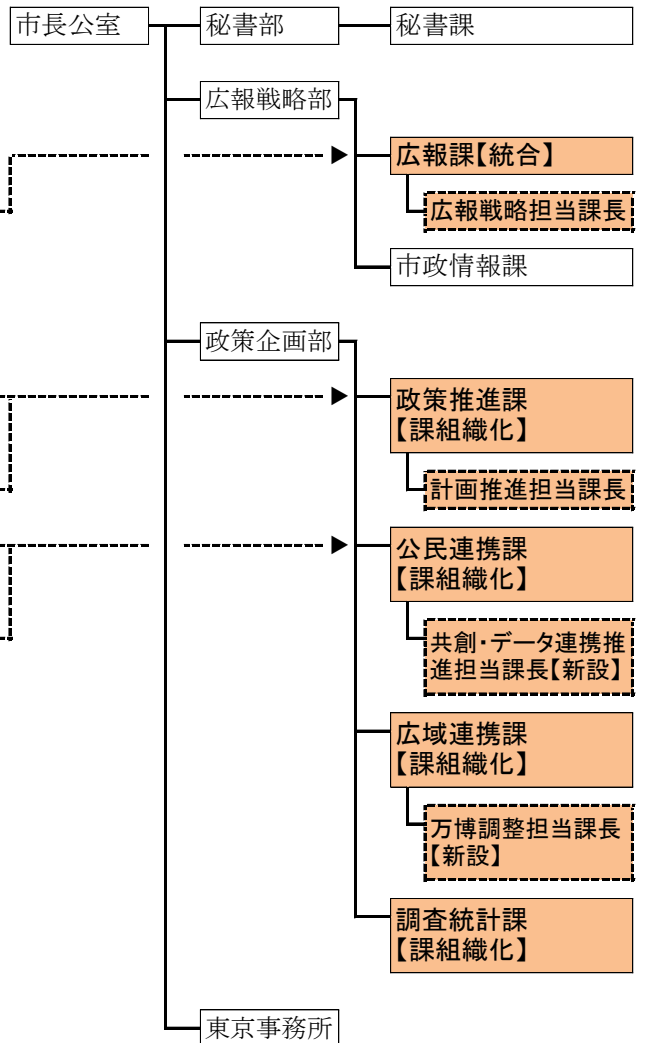
《 現 行 》

局・局相当    部・部相当    課・課相当



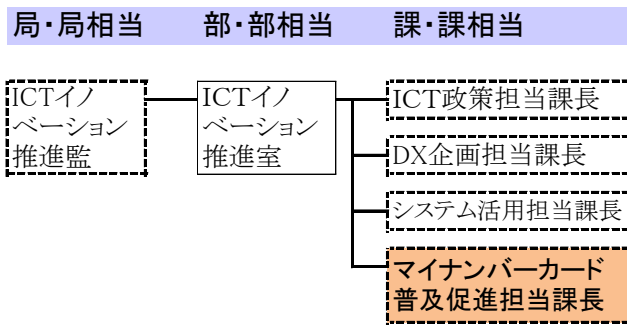
《 改正案 》

局・局相当    部・部相当    課・課相当

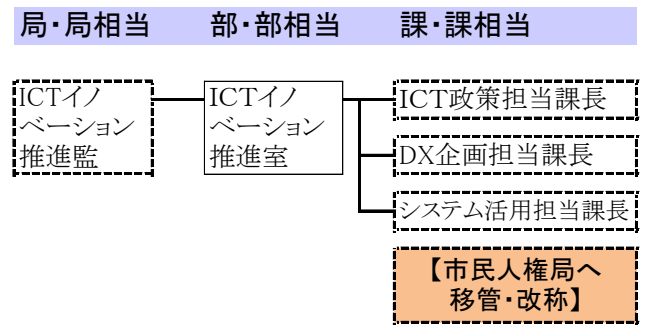


( ICTイノベーション推進室 )

《 現 行 》



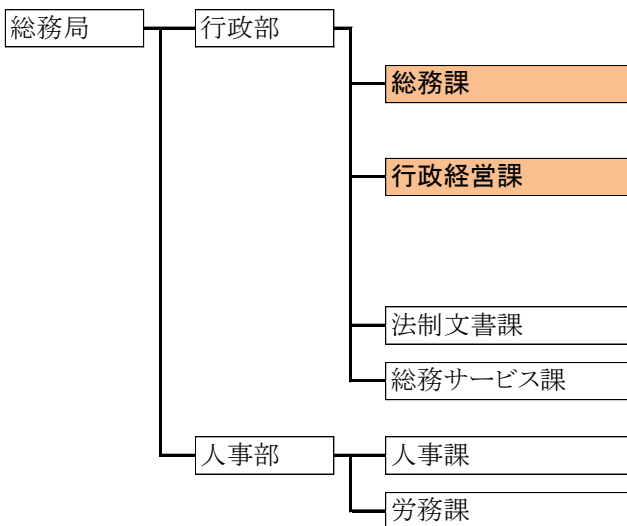
《 改正案 》



( 総務局 )

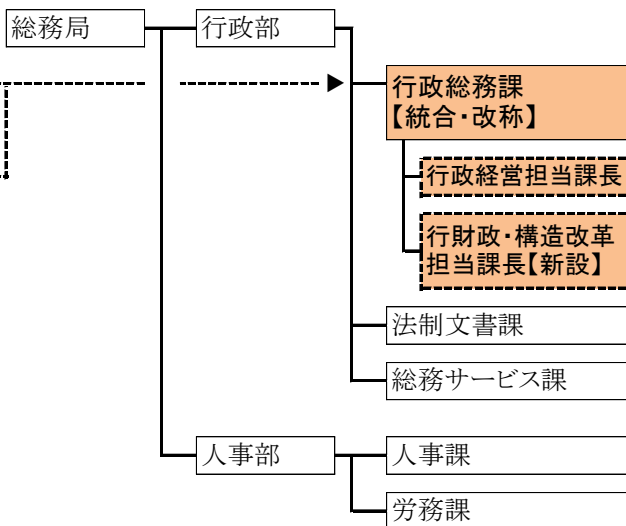
《 現 行 》

局・局相当    部・部相当    課・課相当



《 改正案 》

局・局相当    部・部相当    課・課相当

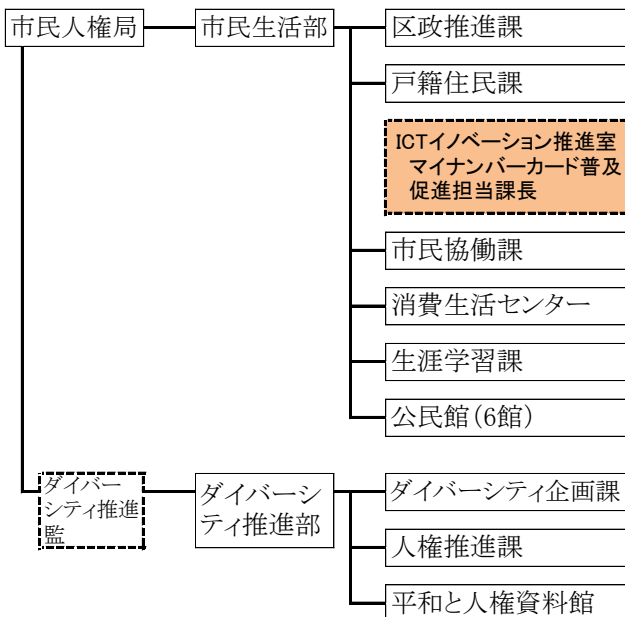




( 市民人権局 )

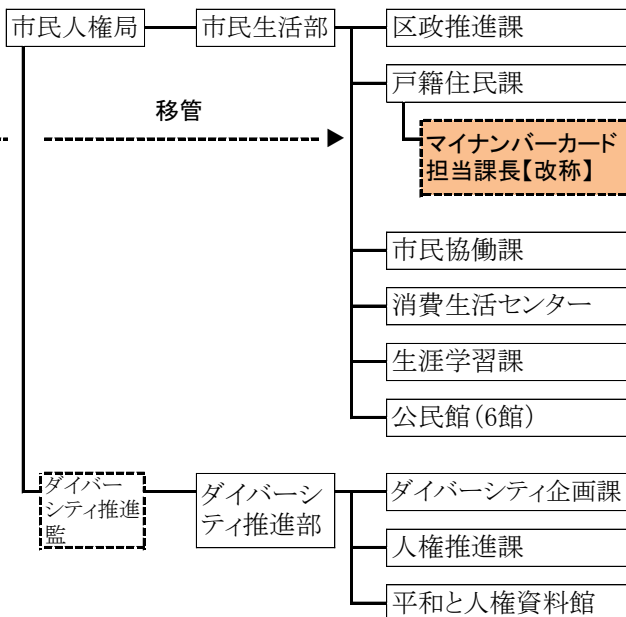
《 現 行 》

局・局相当      部・部相当      課・課相当



《 改正案 》

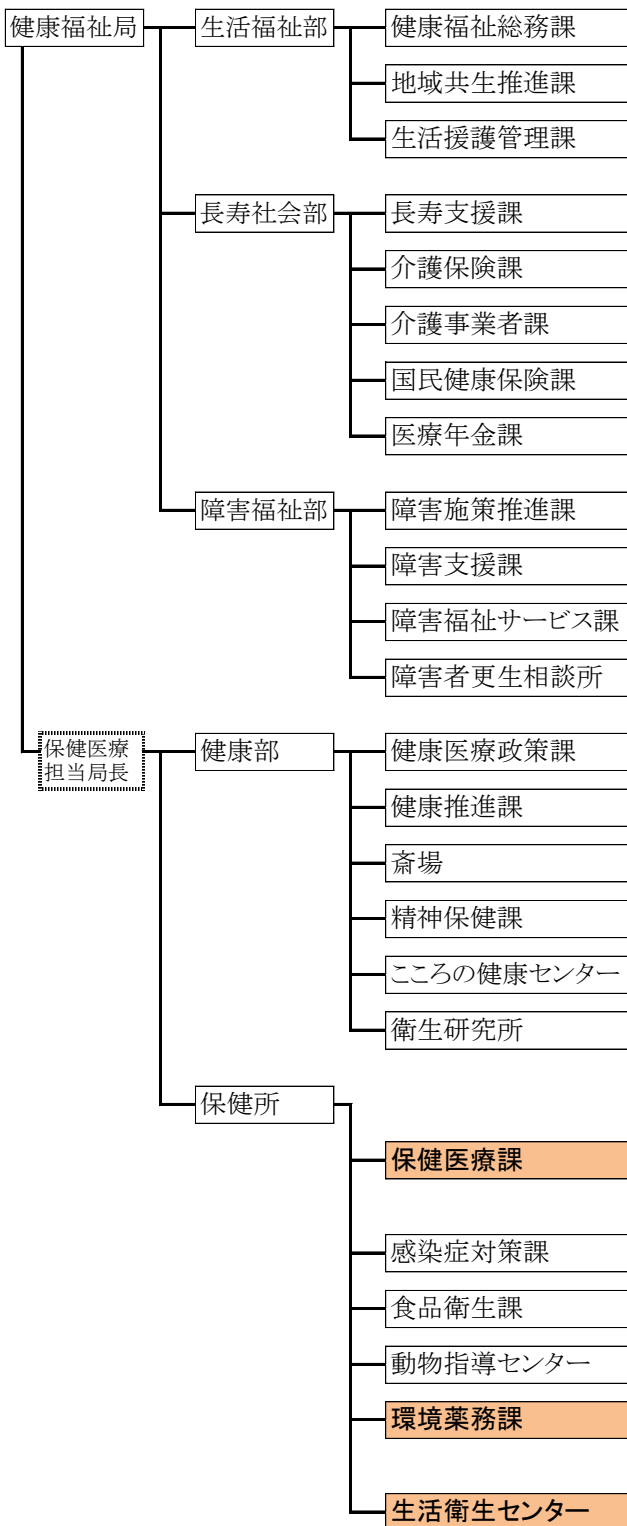
局・局相当      部・部相当      課・課相当



( 健康福祉局 )

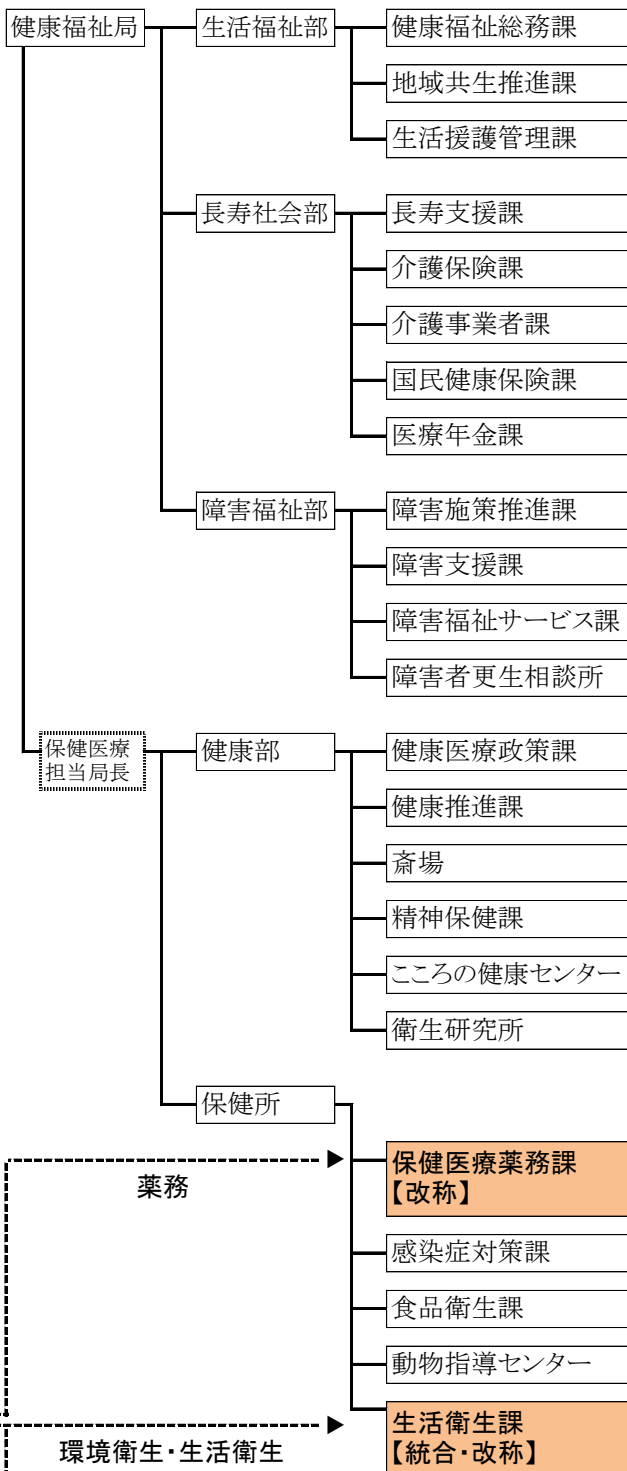
《 現 行 》

局・局相当      部・部相当      課・課相当



《 改正案 》

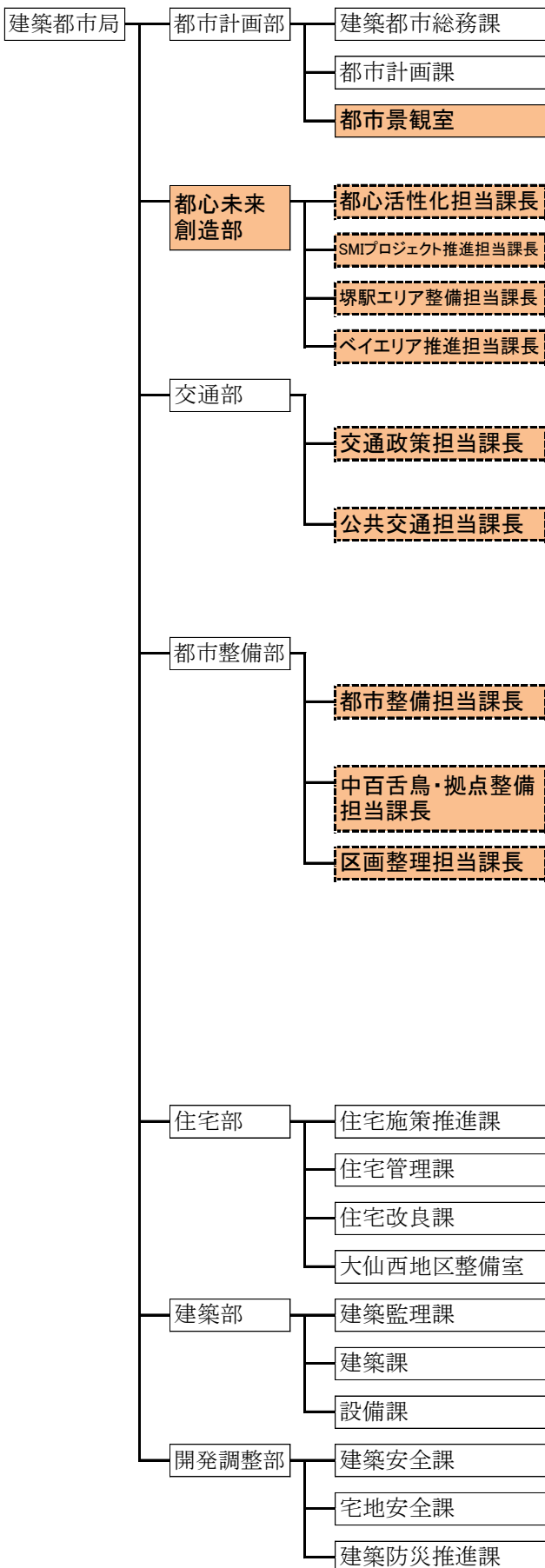
局・局相当      部・部相当      課・課相当



( 建築都市局 )

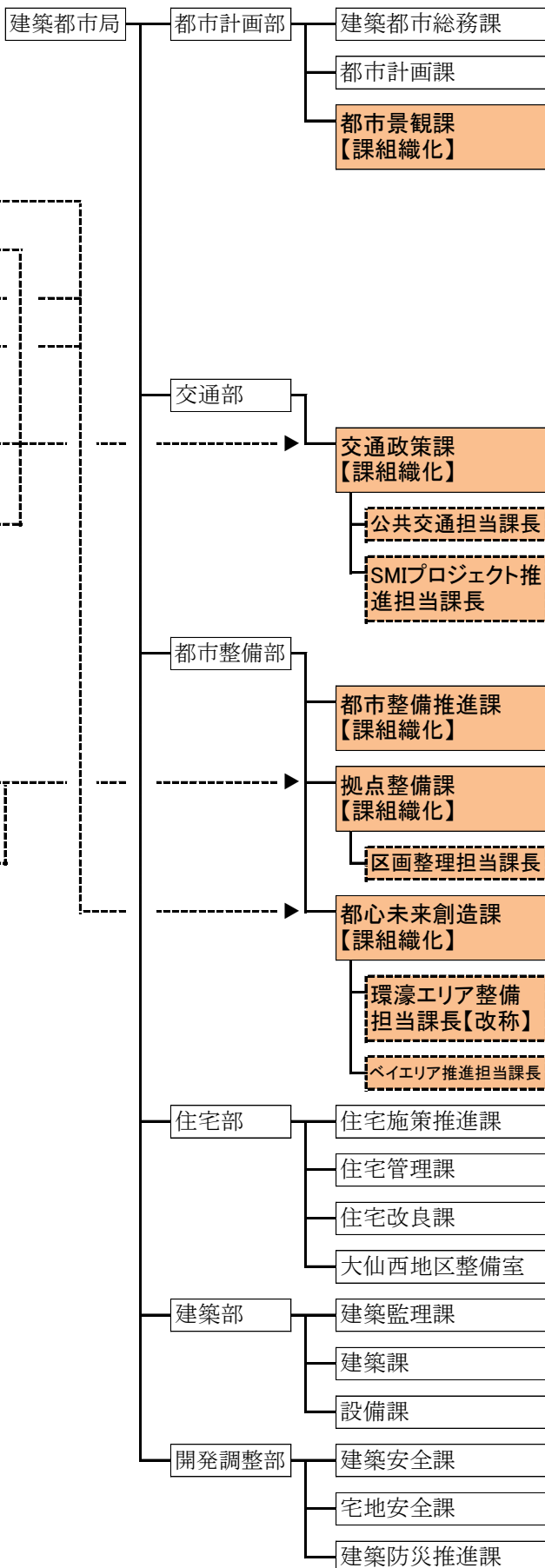
《 現 行 》

局・局相当      部・部相当      課・課相当



《 改正案 》

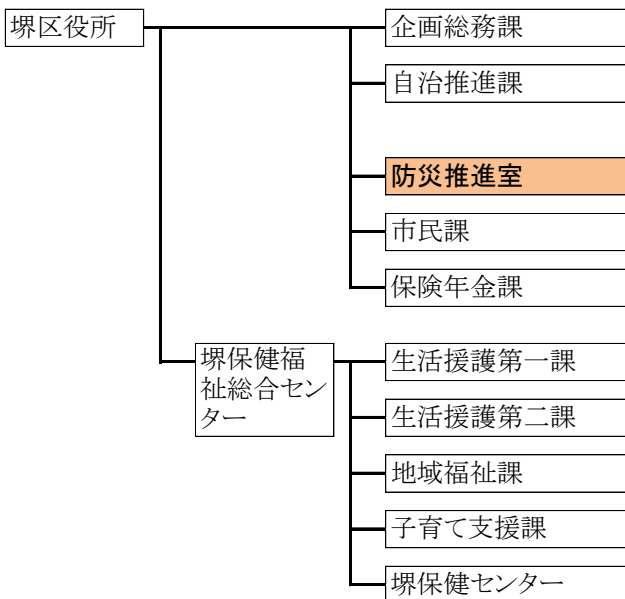
局・局相当      部・部相当      課・課相当



( 堺区役所 )

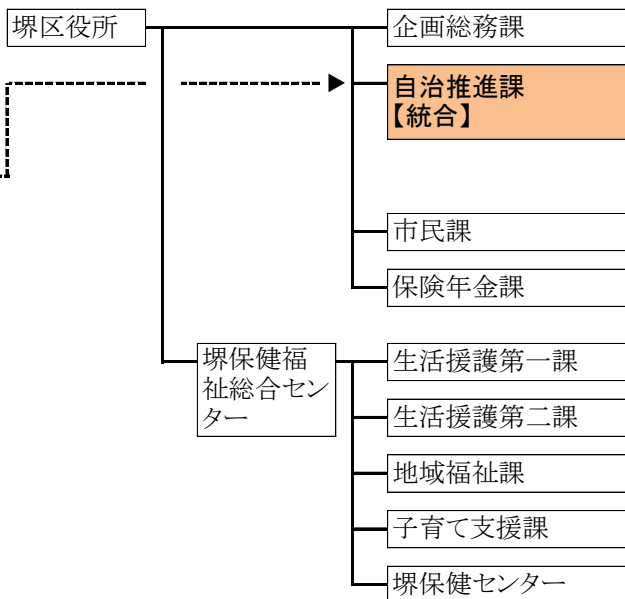
《 現 行 》

局・局相当      部・部相当      課・課相当



《 改正案 》

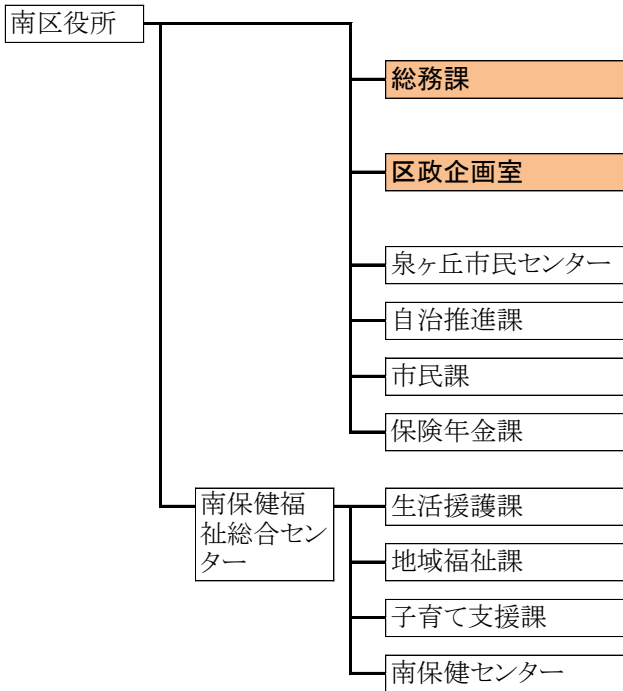
局・局相当      部・部相当      課・課相当



( 南区役所 )

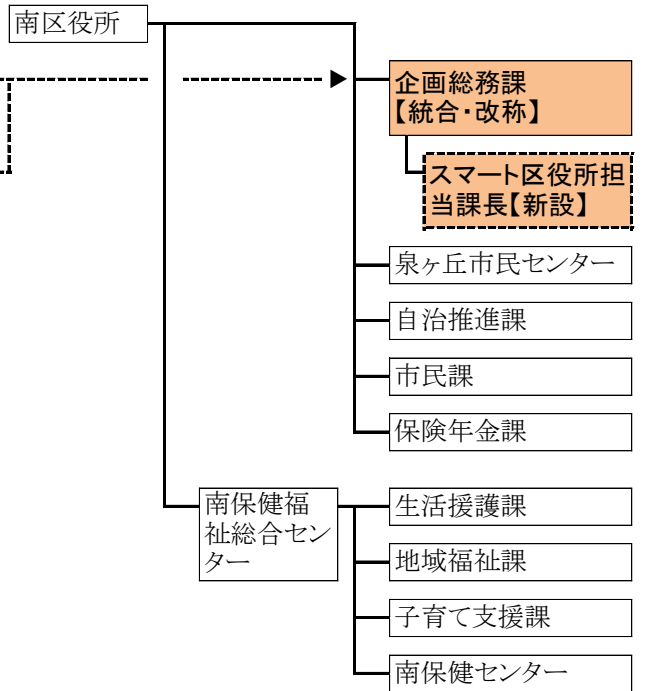
《 現 行 》

局・局相当      部・部相当      課・課相当



《 改正案 》

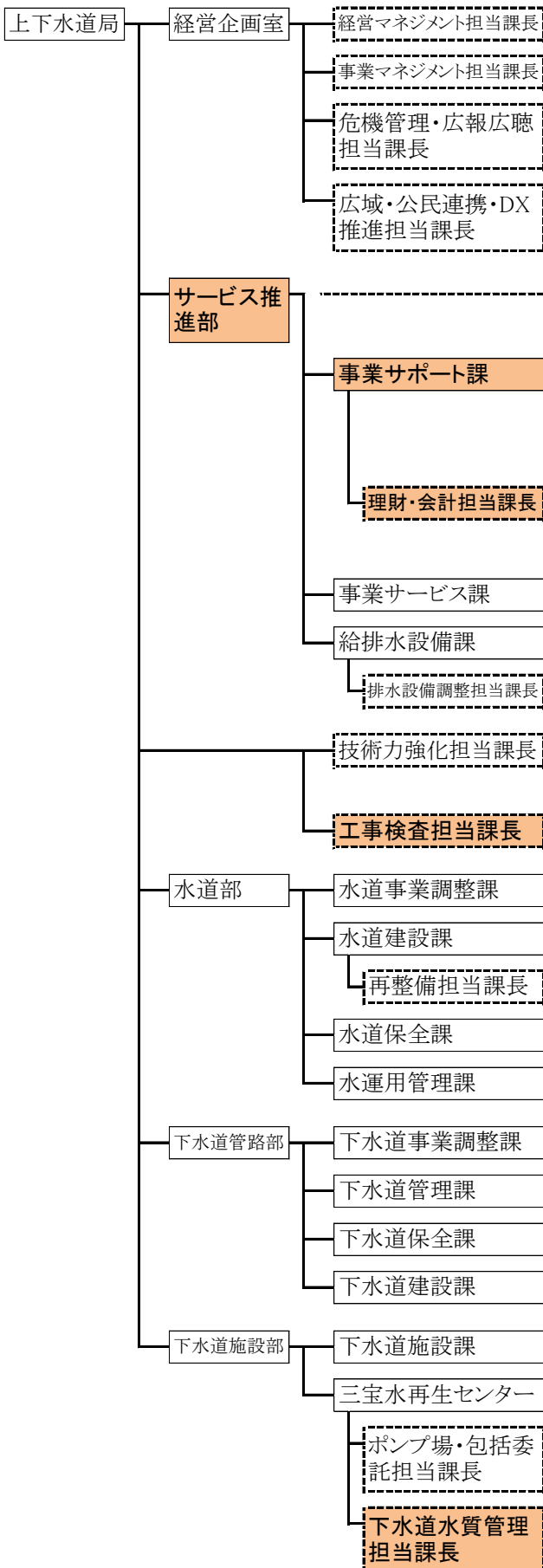
局・局相当      部・部相当      課・課相当



( 上下水道局 )

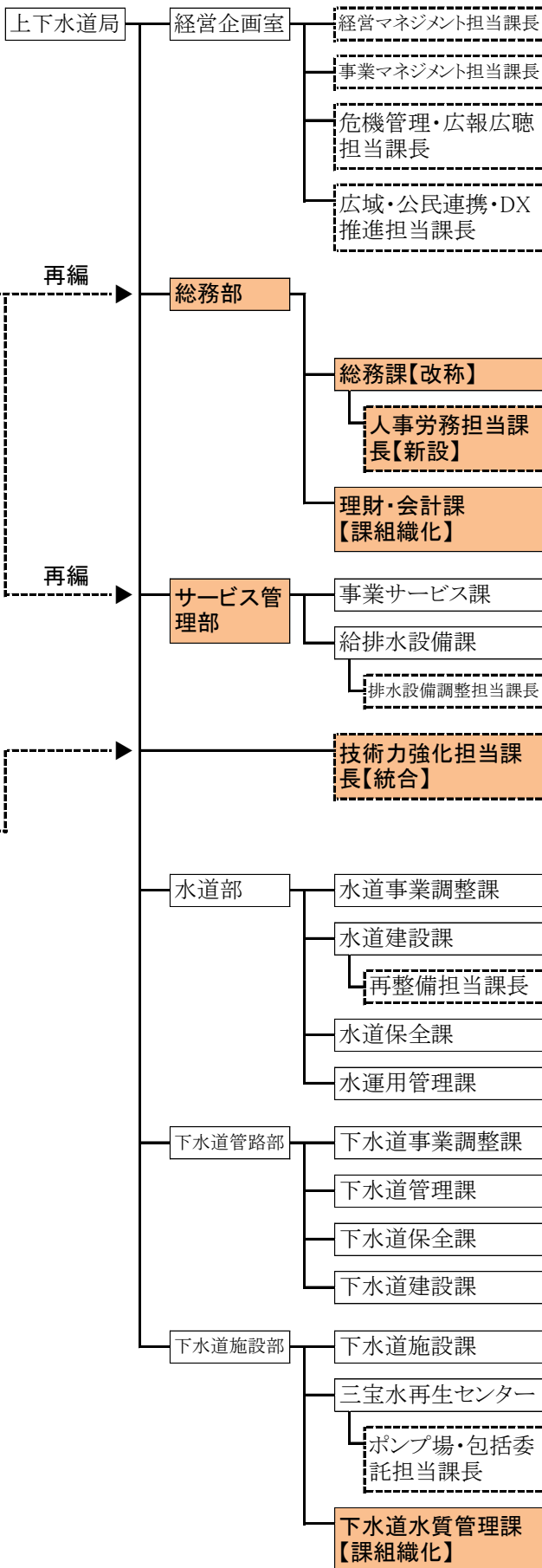
《 現 行 》

局・局相当      部・部相当      課・課相当



《 改正案 》

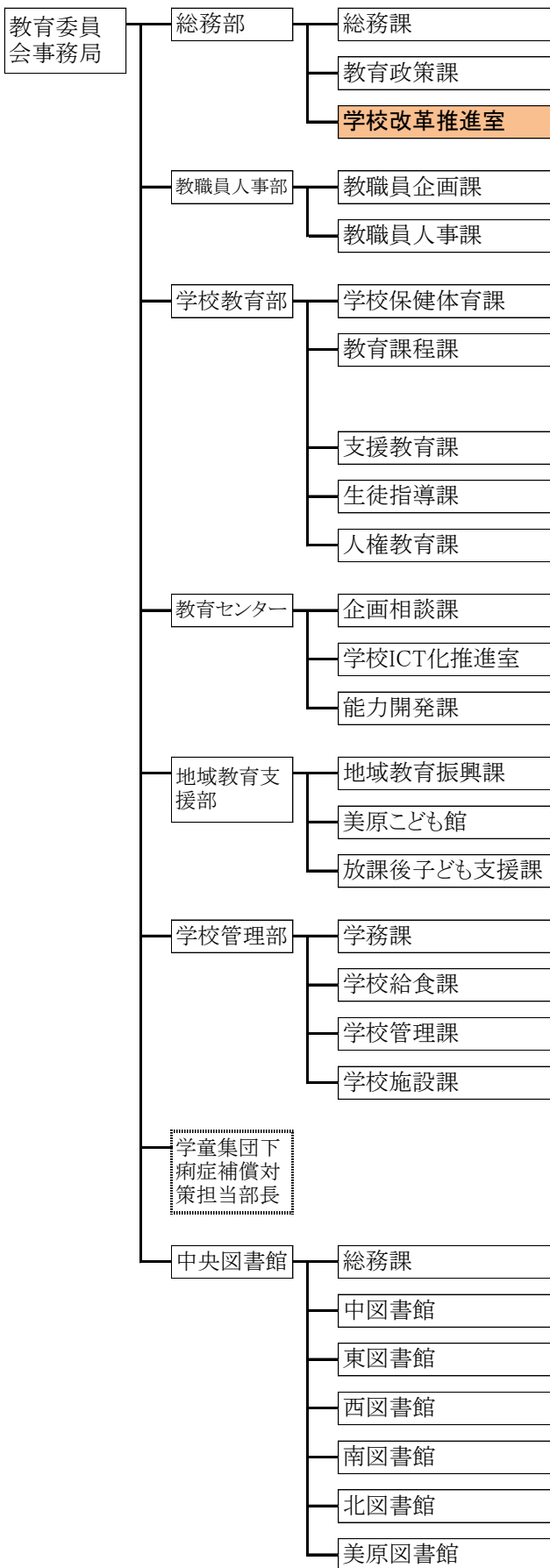
局・局相当      部・部相当      課・課相当



( 教育委員会事務局 )

《 現 行 》

局・局相当      部・部相当      課・課相当



《 改正案 》

局・局相当      部・部相当      課・課相当

